平成２３年（フ）第６２６６号
大阪市平野区瓜破西２丁目７番12号、住民票上の住所大阪市平野区喜連西４丁目７番46号
債務者　榎本　純二
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名取　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２６７号
大阪市東住吉区駒川４―12―21、住民票上の住所大阪市平野区瓜破西２丁目７番12号
債務者　榎本　康子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名取　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３２９号
大阪府寝屋川市萱島信和町13番１―308号、前住所大阪府寝屋川市葛原１丁目12番８号
債務者　岡田　　勝
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３３０号
大阪府寝屋川市葛原新町13番１―718号、前住所大阪府寝屋川市葛原１丁目12番８号
債務者　岡田　和子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部晋太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４０５号
大阪府藤井寺市御舟町11番12―402号
債務者　大西　博之
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　康洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２９７号
奈良県大和高田市永和町10番９号
債務者　中井戸雅夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０２号
奈良県大和高田市旭北町１番16―309号
債務者　須見　行雄
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
奈良県葛城市北花内526番地１　メゾンドール新庄404号、前住所奈良市大宮町６丁目４番地の３　平成新大宮ビル５―501号
債務者　関　由里子（旧姓宮部）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３０７号
奈良県橿原市地黄町39番地　ハイツシャルム203号
債務者　塚本　睦江
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
奈良県橿原市見瀬町４番地の４　グリーンコーポ橿原506
債務者　北林万津子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３３４号
奈良県葛城市尺土261番地２　杉岡マンション103号
債務者　竹村　妙子（旧姓東原）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第５６号
和歌山県田辺市下三栖1656番地
債務者　西田ひとみ（旧姓住吉）
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第６０７１号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目21番18号　エクセルコート帝塚山301号
債務者　吉田　克司
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１２１号
大阪市福島区野田５丁目１番19号
債務者　榎本　浩明
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２１３号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目３番25号
債務者　井上　桂子
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６６号
大阪府枚方市中宮北町１番28―104号
債務者　岡田　恭平
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５６５号
大阪市北区天満１丁目４番19―1001号
債務者　神森　利美（旧姓竹原）
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部